

2020年 7月 1日
四国電力株式会社

伊方発電所 保安規定（第8章 施設管理）ATENA標準案との差異について

伊方発電所 保安規定のうち第8章 施設管理に関して、ATENA標準案との差異（設計管理および作業管理の記載場所）の理由について、以下のとおり説明する。

1. これまでの経緯

- ✓ 第19回検査制度の見直しに関するWG（以下、WG）（2018年7月2日）において、それまでの第15回WG（2018年2月26日）等での議論や第18回WGでNRA殿より提示された保安措置ガイドイメージを受け、設計管理、作業管理および事業者検査は、個別条文としてその実施内容を示すことを基本方針として、ATENAより提示していた。（添付資料-1 左列参照）
- ✓ これは、事業者が保守管理活動のベースとしてきたJEAC4209と、記載順や記載程度を合わせることを意図していた。
- ✓ ただし、保安規定は各社ごとの業務プロセス等に応じて記載するものであることから、記載案の一例として示していた。

2. ATENA標準案との差異（変更理由）

- ✓ 弊社の記載では、「保全の実施」にあたって実施する設計管理および作業管理を個別条文として呼び込むのではなく、直接、「保全の実施」の項目のなかに記載することとしている。（添付資料-1 右列参照）
- ✓ どちらの記載でも運用は変わらないものの、「保全の実施」にあたって実施する設計管理および作業管理の実施行為を当該記載箇所では把握できるよう、「保全の実施」のなかに記載することで、現場の保安規定ユーザーが読みやすいように弊社個別に記載場所を変更したものである。
- ✓ ATENA標準案との差異は記載場所のみであり、内容に差異はなく、弊社内での読みやすさだけを意図した変更であることから、変更内容は妥当である。

以上

添付資料

1. ATENA標準案との比較（第8章 施設管理）抜粋

| ATENA 標準案 | 四国電力 伊方発電所 | ATENA 標準案との差異説明 |
|---|---|--|
| <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第N条の2による設計管理および第N条の3による作業管理を実施する。</p> <p>a. 工事計画 b. 設計管理 c. 調達管理 d. 工事管理</p> <p>(設計管理)</p> <p>第N条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、第3条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関する設計結果の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>2 原子力部門は、前項において第3条7.3適用の対象でないと判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。</p> <p>3 原子力部門は、第1項において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>4 前項における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第N条の3 原子力部門は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 原子力部門は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第1.3条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p> | <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の設計管理および作業管理を実施する。</p> <p>a. 設計管理</p> <p>(a) 原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に関する設計結果の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>(b) (a)において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>ア 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項</p> <p>イ 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>ウ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>エ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(c) (b)における設計には、b.に定める作業管理および第119条の2に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>b. 作業管理</p> <p>(a) a. の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>(b) 原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>ア 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>イ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>ウ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>エ 作業工程の管理</p> <p>オ 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>カ 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>キ 第7章に基づく放射線管理</p> <p>(c) 原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。巡視点検には第13条に定める巡視点検を含む。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> | <p>記載箇所の相違</p> <p>設計管理プロセスの実態に合わせて記載の適正化</p> <p>第3条の規定に合わせた記載の統一</p> <p>記載の明確化</p> |